

# ねんきん事業機構法案要綱

## 第一 組織

### 一 ねんきん事業機構の設置及び所掌事務

1 厚生労働省に、特別の機関として、ねんきん事業機構（以下「機構」という。）を置くこと。（第二條第一項関係）

2 機構は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業（以下「政府管掌年金事業」という。）を適正に運営することを目的とする機関とすること。（第二條第二項関係）

3 機構は、2の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどること。（第二條第三項関係）

- (1) 政府管掌年金事業の実施に関すること。
- (2) 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- (3) 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、2の目的を達成するために法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき機構に属させられた事務

4 機構は、3に定めるもののほか、次に掲げる事務をつかさどること。（第二条第四項関係）

(1) 児童手当法の規定による拠出金の徴収に関すること。

(2) 全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、健康保険法の規定により行うこととされているもの

(3) 社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

二 ねんきん事業機構代表執行責任者

機構の長は、ねんきん事業機構代表執行責任者とすること。（第三条関係）

三 地方年金局及び年金事務所

機構に、地方年金局及び年金事務所を置くこと。（第四条から第六条まで関係）

四 職員の任免

機構の職員（ねんきん事業機構代表執行責任者及び第二の三の4に規定する年金運営会議の委員を除く。）の任免は、ねんきん事業機構代表執行責任者が行うこと。（第七条関係）

## 第二 事業運営

### 一 事業運営の基本理念等

1 機構は、その事業運営に当たり、厚生年金保険制度及び国民年金制度（以下「政府管掌年金」という。）が国民の共同連帯の理念に基づき国民の信頼を基礎として常に安定的に実施されるべきものであることにかんがみ、政府管掌年金事業に対する国民の意見を反映しつつ、提供するサービスの質の向上を図るとともに、事務処理の効率化並びに事務運営における公正性及び透明性の確保に努めなければならないこと。（第八条第一項関係）

2 機構は、政府管掌年金が国民生活の安定のみならず、医療保険事業その他の社会保険事業の安定的な運営に寄与し、我が国社会の持続的な発展の基盤となるものであることにかんがみ、政府管掌年金事業について、厚生年金保険及び国民年金の被保険者（五において「被保険者」という。）、事業主、地方公共団体並びに政府管掌年金事業に関する団体（3において「被保険者等」という。）の協力の下に適正に運営するとともに、政府管掌年金及び政府管掌年金事業に対する国民一般の理解を高めるよう努めなければならないこと。（第八条第二項関係）

3 被保険者等は、政府管掌年金の円滑な実施に適切な役割を果たすとともに、政府管掌年金事業に対する理解を深め、その運営に協力するよう努めなければならないこと。（第八条第三項関係）

## 二 職員の服務

1 機構の職員の服務は、国民の共同連帯の理念に基づき設けられた政府管掌年金において、国民の信頼を基礎として納付された保険料により運営される政府管掌年金事業の意義を自覚し、強い責任感を持って、誠実かつ公正にその職務を遂行し、国民の信頼にこたえることを本旨としなければならないこと。（第九条第一項関係）

2 機構の職員は、国家公務員法第九十七条の服務の宣誓のほか、厚生労働省令で定めるところにより、1の服務の本旨に則して職務を遂行する旨の服務の宣誓をしなければならないこと。（第九条第二項関係）

## 三 年金運営会議

1 機構に、年金運営会議を置くこと。（第十条第一項関係）

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、次の事項について決定しようとするときは、年金運営会議の

議を経なければならないこと。（第十条第二項関係）

(1) 機構の事業運営の基本的な方針に関する事項

(2) 機構の組織及び定員に関する重要事項

(3) 機構の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する重要事項

(4) 機構の事業運営の改善に関する重要事項

(5) 告示、訓令又は通達に関する重要事項

(6) その他機構の事業運営に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

3 年金運営会議は、ねんきん事業機構代表執行責任者及び委員四人以内をもって組織すること。（第

十条第四項関係）

4 年金運営会議の委員は、過去に厚生労働省の常勤の職員となったことがない者であつて、政府管掌

年金、経営管理、債権の管理及び徴収、サービスの改善又は情報システムについて優れた識見を有す

ることにより、機構の適正な事業運営の確保に寄与すると認められるものうちから、厚生労働大臣

が任命すること。（第十条第五項関係）

5 委員の任期その他所要の規定を設けること。（第十条第六項から第十項まで関係）

#### 四 監査

1 機構に特別監査官を置き、機構の財務及び業務（個人情報情報の管理を含む。）の状況を監査させるものとする。こと。（第十一条第一項関係）

2 特別監査官は、過去に厚生労働省の常勤の職員となつたことがなく、かつ、機構と特別の利害関係のない者であつて、財務管理又は経営管理に関し優れた識見を有するものうちから、厚生労働大臣が命ずること。（第十一条第二項関係）

3 特別監査官の業務その他所要の規定を設けること。（第十一条第三項から第七項まで関係）

#### 五 被保険者等の意見の反映

ねんきん事業機構代表執行責任者は、一の一の趣旨を踏まえ、被保険者、事業主、厚生年金保険法による年金たる保険給付及び国民年金法による年金たる給付の受給権者その他の関係者の意見を機構の事業運営に反映させるために必要な措置を講じなければならないこと。（第十二条関係）

#### 六 目標及び実績評価

厚生労働大臣は、毎年度、機構が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表するものとする。 (第十三条関係)

#### 七 年金個人情報情報の保有、利用及び提供の制限等

1 ねんきん事業機構代表執行責任者は、法律の規定に基づき、年金個人情報情報を自ら利用し、又は提供しなければならぬ場合を除き、特定された利用目的以外の目的のために、年金個人情報情報を自ら利用し、又は提供してはならないこと。 (第十四条第三項関係)

2 ねんきん事業機構代表執行責任者は、相当な理由のあるときに限り、特定された利用目的以外のために年金個人情報情報を自ら利用し、又は提供することができること。 (第十四条第四項関係)

#### 八 年金委員

1 厚生労働大臣は、社会的信望があり、かつ、政府管掌年金事業の適正な運営について理解と熱意を有する者のうちから、年金委員を委嘱することができること。 (第十五条第一項関係)

2 年金委員の活動、推薦その他所要の規定を設けること。 (第十五条第二項から第七項まで関係)

### 第三 附則

## 一 施行期日

この法律は、一部を除き、平成二十年十月一日から施行すること。（附則第一条関係）

## 二 検討

政府は、この法律の施行の状況、国民年金の保険料の納付の状況、機構における業務の効率化及び改善の状況等を勘案して、必要があると認めるときは、機構の組織、事業運営の在り方等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（附則第二条関係）

## 三 所掌事務の特例

1 機構は、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に関する事務をつかさどること。（附則第三条第一項関係）

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定に基づき、船員保険特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方についての検討の結果に基づいて必要な措置が講じられるまでの間、政府が管掌する船員保険事業の実施に関する事務をつかさどること。（附則第三条第二項関係）

#### 四 経過措置

厚生労働大臣は、この法律の施行の日前においても、年金運営会議の委員の任命のために必要な行為その他この法律の施行に必要な準備行為をすることができること。（附則第五条関係）

#### 五 関係法律の整理等

##### 1 厚生労働省設置法の一部改正

社会保険庁に関する規定を削除し、機構に関する規定を設けること。（附則第七条関係）

##### 2 国家公務員共済組合法の一部改正

地方社会保険事務局及び社会保険事務所に属する職員をもって組織する組合を廃止し、当該廃止に伴い必要な経過措置を設けること。（附則第十七条から第十九条まで関係）

##### 3 その他

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。（附則第六条、第八条から第十六条まで及び第二十条から第三十三条まで関係）